

# 事業承継・引継ぎ応援事業費補助金のご案内

## ○事業概要

事業承継を行う市内中小企業者等の負担となる経費の一部について補助金を交付します。

補助対象者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内で事業を営む中小企業者であること。（法人の場合、市内に主たる事務所を有する者に限る。）</li> <li>2 宮崎県事業承継・引継ぎ支援センター又は宮崎県事業承継ネットワークを構成する商工団体若しくは金融機関等のいずれかの支援を受けること。</li> <li>3 市税等を滞納していないこと。</li> <li>4 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者でないこと。</li> <li>5 小林市暴力団排除条例（平成 23 年小林市条例第 25 条）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者に該当しない者であること。</li> </ol>
補助対象経費	初期診断に要する経費、コンサルティングに要する経費、企業価値の算出に要する経費、事業承継計画の作成に要する経費など
補助金の額	補助率：補助対象経費（消費税及び地方消費税の額を除く）の3分の2以内 補助限度額：50万円

## ○申請手続きの流れ

